別表八に、次の表に掲げるものを追加する。

別表八　安芸市土居廓中伝統的建造物群保存地区

種別	員数	所在地
建築物 主屋	一棟	安芸市土居西町九八〇―一

別表九に、次の表に掲げるものを追加する。

別表九　うきは市新川田篭伝統的建造物群保存地区

種別	員数	所在地
建築物 主屋	一棟	うきは市浮羽町田篭三九六番地

○文部科学省告示第百七十二号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、平成二十八年一月一日現在の同条に規定する文部科学大臣が定める家屋について、平成二十六年文部科学省告示第百七十九号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年十一月十七日

文部科学大臣　松野　博一

別表一に、次の表に掲げるものを追加する。

別表一　横手市増田伝統的建造物群保存地区

種別	員数	所在地
建築物 主屋 主屋 鞘付土蔵 付属屋 主屋	一棟 一棟 一棟 一棟 一棟	横手市増田町増田字本町一九―七 横手市増田町増田字中町九四 横手市増田町増田字中町九四 横手市増田町増田字中町九四 横手市増田町増田字中町九四

別表二に、次の表に掲げるものを追加する。

別表二　大山町所子伝統的建造物群保存地区

種別	員数	所在地
建築物 蔵 離れ 離れ	一棟 一棟 一棟	大山町所子字大神祇一一〇 大山町所子字大神祇一一〇 大山町所子字前田一七一―一

別表三に、次の表に掲げるものを追加する。

別表三　津和野町津和野伝統的建造物群保存地区

種別	員数	所在地
建築物 主屋	一棟	津和野町後田口六九番地

別表四に、次の表に掲げるものを追加する。

別表四　津山市城東伝統的建造物群保存地区

種別	員数	所在地
建築物 主屋 付属棟 主屋 付属屋	一棟 一棟 一棟 一棟	津山市勝間田町八 津山市勝間田町八 津山市中之町七―一 津山市中之町七―一

○厚生労働省告示第三百九十二号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次のように改正し、平成二十八年十一月十八日から適用する。

平成二十八年十一月十七日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表に次のように加える。

第10部　追　補　(6)

内用薬	規格単位	薬価円
(あ)		
アイクルシグ錠15mg	15mg 1錠	6,318.30
(い)		
イニシンク配合錠	1錠	174.20
(う)		
ウプトラビ錠0.2mg	0.2mg 1錠	1,407.90
ウプトラビ錠0.4mg	0.4mg 1錠	2,815.80
(え)		
エビリファイ錠 1 mg	1 mg 1錠	31.30
エレルサ錠50mg	50mg 1錠	26,900.50
(か)		
カーバグル分散錠200mg	200mg 1錠	16,295.10
(き)		
キックリン顆粒(カ)86.2%	86.2% 1 g	102.80
(く)		
グラジナ錠50mg	50mg 1錠	9,607.30
(し)		
ジャクスタビッドカプセル 5 mg	5 mg 1カプセル	79,684.80
ジャクスタビッドカプセル10mg	10mg 1カプセル	91,128.00
ジャクスタビッドカプセル20mg	20mg 1カプセル	103,739.80